

平成 23 年 8 月 17 日

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 葭森 健介 殿

産学官連携推進部長
福井 萬壽夫

利益相反に関する見解について（回答）

平成 23 年 8 月 4 日付けで照会のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 本学の兼業申請に係る利益相反管理について

兼業は、次のとおり利益相反管理を行っています（別紙「兼業申請と審査の流れ図」参照）。

- （1）産学官連携推進部では、兼業に係る利益相反審査を営利企業（大学発ベンチャー含む。）への役員兼業及び役員以外の兼業で研究開発又は技術指導に従事する場合及びNPO法人への兼業等について、産学官連携推進部会議（以下「推進部会議」という。）で行い、人事課へ報告しています。その審査結果に基づき人事課で兼業許可を行っています。また、推進部会議の審査結果は役員会にも報告しています。
- （2）人事課では、推進部会議での利益相反審査対象外の兼業について、利益相反管理を行っています。これについては、役員会への報告は要しません。

2. 産学官連携推進部での利益相反管理について

推進部会議での利益相反審査は、兼業申請に関する書類審査、ヒアリング調査、分析等を基に慎重に行われています。

場合によっては、弁護士、弁理士等の専門家に相談することもあります。

3. ご指摘の兼業について

ご指摘の兼業は、別紙の“その他の兼業の各法人の非常勤の職（NPOを除く）”に該当し、推進部会議の利益相反審査対象外となっています。

4. 兼業者の心構え

役員及び教職員等が兼業を行う際は、高い倫理性が求められ、また、社会的批判を受けない行動、大学の「社会的信頼性」を損なわない行動が必要です。

以上